

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月から同年 6 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は元義母が行ってくれた。申立期間の国民年金保険料は、元夫の分と一緒に元義母に渡し、元義母が集金人に納付してくれていた。元義母は、家族の保険料をまとめて納付してくれており、申立期間について、私だけが未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料については家族の分をまとめて申立人の元義母が納付していたとしているところ、申立人の元義母に聴取した結果、元義母本人がまとめて納付していた旨を供述している上、当時同居していた申立人の元義父母の納付状況をみると、いずれも国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月以降 60 歳に到達する時期まで、その元義母の 60 歳到達前の 2 か月を除き未納は無いことから、その元義母の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 9 月にその元夫と同日に払い出されている上、オンライン記録によると、申立期間①、②及び③前後における申立人及びその元夫の国民年金保険料の納付状況は同一であり、申立期間③以降において納付日が確認できる期間についての納付日も同一であることから判断すると、申立人及びその元夫の納付行為は一緒であったものと考えられるほか、申立期間②及び③前後の期間の納付状況をみると、申立人についてはオンライン記録に納付日が記録されていないため確認できな

いが、申立人の元夫については、申立人及びその元夫の国民年金手帳記号番号が払い出された直後から未納期間に係る過年度納付を開始し、未納期間が発生しないように時効を考慮しながら納付している状況がうかがえる。

さらに、申立期間②及び③は、それぞれ3か月及び12か月と短期間である上、申立期間③の保険料は申立期間②前の保険料の過年度納付を開始した時点において現年度納付することが可能であり、申立期間③直後の保険料は現年度納付されている。

以上の状況を勘案すると、あえて申立期間②及び③のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間①について、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年6月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 966

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における資格喪失日は、昭和50年1月1日であると認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月31日から50年1月1日まで

私は昭和48年7月30日からA社で勤務していたが、退職日は49年12月31日であったと記憶している。しかし、厚生年金保険の加入記録では、同事業所の資格喪失日が同日となっている。厚生年金保険の被保険者期間と重複して納付していた国民年金保険料が還付されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが確認できる。

また、昭和48年度及び49年度国民年金印紙代金領収書によると、昭和48年7月から49年12月分の欄に領収印と共に「還付」の印が押印されていることが確認でき、かつ申立人は「就職する前に、国民年金保険料をまとめて納付しており、役場の担当者から厚生年金保険料と重複して支払った国民年金保険料は後で還付されると聞いたので働き始めても引き続き納付していた。」と供述している。

さらに、当該事業所の申立期間当時の総務責任者から「退職日が月末日であれば厚生年金保険の資格喪失日は翌月の月初日と手続していたはずである。」との回答があった。

これらのことから、申立人が申立期間について国民年金保険料の還付を受けた理由は、申立人が申立期間において厚生年金保険及び国民年金へ重複加入し

ていたためと考えることが自然であり、このため、当該還付手続において、管轄の社会保険事務所（当時）及び役場において、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことを確認していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係るA社において、昭和50年1月1日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行っていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和49年11月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

三重厚生年金 事案 967

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和50年5月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月1日から50年2月21日まで
② 昭和50年5月1日から51年4月1日まで

申立期間①については、昭和49年2月1日からB事業所で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では資格取得日が50年2月21日となっている。また、申立期間②については、B事業所を辞めた後の同年5月1日からA事業所で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では資格取得日が51年4月1日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、事業主から提出された人事記録及び同僚の供述により、申立人がA事業所で勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所によると、職員として採用した者については基本的にすべて厚生年金保険に加入させていたとしている上、申立人の申立期間②以前に同事業所で勤務していた期間については、当該期間とオンライン記録の厚生年金保険被保険者期間が一致しているほか、被保険者原票により申立期間②当時に同事業所の厚生年金保険被保険者であった同僚3人についても人事記録の勤務期間とオンライン記録の厚生年金保険被保険者期間は一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和51年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や申立てどおりの資格取得届のいずれの機会においても、社会保険事務所が処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和51年4月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る50年5月から51年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、事業主から提出された在職証明書及び同僚の供述により、申立人がB事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、被保険者原票により申立期間①当時にB事業所の厚生年金保険被保険者であった同僚3人については、人事記録の入社日より約5か月、約11か月及び約2年8か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について当該事業所に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①について申立人の被保険者原票は無い。

このほか、申立期間①について申立人の雇用保険の加入記録は無い上、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和37年4月1日にC社に入社し、関連会社への異動や出向等があったものの平成6年3月31日に退職するまで継続して勤務していた。45年5月1日にA社からD社（現在は、E社）に出向したが申立期間は空白期間となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社から提出された在籍証明書、申立人の雇用保険の加入記録及びB社の照会結果により判断すると、申立人がA社で継続して勤務し（昭和45年5月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和45年4月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年5月から同年7月までは80円、同年8月は110円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から同年8月17日まで

昭和19年4月にA社B製作所へ入社し、研修後の同年6月からC工場で旋盤工として勤務していたが、20年5月に空襲が激しくなったためD工場に異動し同年8月17日ごろまで勤務した。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年4月から終戦の20年8月17日ごろまでA社B製作所本社、C工場及びD工場において勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）に加入していたとしているが、オンライン記録では、20年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人が保管しているA社B製作所と書かれた昭和20年5月分から同年8月分までの賃金明細書及び戦後の仕事内容、退職に至った事実関係についての申立人の説明は具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが確認できる。また、上記の賃金明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ところで、オンライン記録では、申立人は昭和19年4月17日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。しかしながら、A社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録

は無い。また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金番号及び19年4月17日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。さらに、申立人の年金番号に係る被保険者台帳には、19年4月17日に被保険者資格を取得し、オンライン記録と同じ20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。一方、申立人と同日の20年5月15日に資格を喪失したとされる他の同僚の被保険者台帳の備考欄には、「一部照合済台帳 32.1.26」及び「全期間に対応する名簿 20.5.17（焼失）」と記載されていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認された大空襲（20年5月14日）の翌日の20年5月15日を資格喪失日に設定したものであることが推認できるため、オンライン記録上の資格喪失日は、事実には則したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実には則した喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間内に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が確認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められること等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、終戦まで勤務していた他の被保険者の資格喪失日が昭和20年9月1日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金明細書の保険料控除額から、昭和20年5月から同年7月までは80円、同年8月は110円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

三重厚生年金 事案 970

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和31年10月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月から31年10月まで
② 昭和31年10月から33年5月まで

申立期間①については、C社D販売所に勤務していた。また、申立期間②については、A社に勤務していた。社会保険事務所の回答では、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないとのことであった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和31年10月6日から32年4月1日までの期間については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ生年月日が1日違いの者が、31年10月6日に厚生年金保険の資格を取得し、32年4月1日に資格を喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と名字が1字違いかつ生年月日が1日違いの者が当該事業所において昭和31年10月6日に厚生年金保険の資格を取得し、32年4月1日に資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和31年10月6日に厚生年金保険の資格を取得し、32年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間②のうち、昭和31年10月から32年3月までの期間の標準

報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和32年4月2日から33年5月までの期間については、申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所において当該期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、既に他界している、又は連絡先が不明であるため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等についての供述等は得られなかった。

申立期間①については、オンライン記録によると、C社及びC社D販売所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、法務局に照会したところ、当該事業所の商業登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間①当時の当該事業所における事業主及び同僚の名字しか記憶していないため、オンライン記録により調査したものの、これらの事業主及び同僚を特定することができず、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等についての供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち昭和32年4月2日から33年5月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月、同年12月、61年8月及び平成元年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年11月及び同年12月
② 昭和61年8月
③ 平成元年9月から同年12月まで

私は、会社を退職する都度、国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、それらの保険料は納付書が届いた時点で間違いなく納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等の具体的な記憶も無く、納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、平成8年10月又は同年11月に払い出されたとみられる上、オンライン記録によると、申立期間は同年11月に国民年金の加入期間として追加されたものであることから、この時期に加入手続が行われたと考えるのが自然である。このことを前提にすると、同年11月に加入記録が追加されるまでは、申立期間は未加入期間であったと考えられる上、加入記録が追加された時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から平成2年3月まで
私が21歳のころ、当時私は学生であったが、母親が、祖母宅に来ていた集金人に「国民年金に加入していないと障害者になった時、障害年金を受給できない。」と言われたため、私の国民年金の加入手続を行い、20歳から加入手続をするまでの期間の国民年金保険料をその集金人に渡し、以後、就職するまでの間、母親が集金人に保険料を渡していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親に聴取しても、国民年金の加入手続を行った時期及び保険料の納付方法等についての記憶は明確でなく、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の母親は、申立人が21歳のころ加入手続し、集金人に遡^{そきゅう}及納付したとしているが、申立期間当時、申立人は学生であったため国民年金には任意加入となるが、任意加入対象期間については、制度上、加入手続の時点から遡^{そきゅう}及して被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付することはできないことから、申立人の母親の供述に不合理な点がみられる上、社会保険事務所（当時）及び市に確認しても、申立人が国民年金に加入していた形跡は無いほか、申立人及びその母親共に、申立人の国民年金手帳^{あいまい}を所持しておらず国民年金手帳の受取りについての記憶も曖昧であるとしている。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から48年3月まで

昭和47年6月ごろ、母親が、姉から国民年金に遡^{ぞきゅう}及して加入できると聞き、市役所で私の国民年金の加入手続をし、遡^{ぞきゅう}及して加入した期間の国民年金保険料を一括納付してくれた。それ以降は定期的に納付しており、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、その姉が国民年金に任意加入した昭和47年6月ごろに、その母親が申立人の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年9月に払い出されており、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母親に聴取したところ、申立人の国民年金の加入手続を行った後、市役所において未納となっている期間の国民年金保険料を遡^{ぞきゅう}及して一括納付したと主張しているため、特例納付に係る申立てと考えられるが、納付した金額等についての申立人の母親の記憶は曖昧^{あいまい}である上、市においては、特例納付に係る納付書の作成等を行っていなかったとしていることから、供述内容に不合理な点がみられるほか、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿においても、申立期間は未納となっており、特例納付した形跡はみられない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 837 (事案 70 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から6年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から6年8月まで

60歳を過ぎたころ、市役所から国民年金に加入するよう電話があり、その場で、納付すると伝えた。国民年金保険料については、金融機関の口座振替により納付していたはずであるのに、申立期間が未加入期間となっていることに納得できないので、もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のほとんどを含む平成2年1月から6年12月までの期間に係る申立てについては、当該期間は未加入期間となっている上、当該期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いこと、当該期間のうち、4年4月から6年12月までの保険料納付を示す資料として提出された家計簿に記載されている保険料額は、一人分に相当する金額しか記載されておらず、これは申立人の妻に係る保険料であると推認されること等を理由として、既に申立人に対し、当委員会の決定に基づく平成20年4月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、60歳を過ぎた時に、市役所から電話により国民年金に加入し、65歳まで納付するよう言われたにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっていることは納得できないと主張しているが、再度調査しても、申立期間について、申立人が国民年金に加入した形跡は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、私の代わりに妻に市役所に行ってもらい、納付した。長年にわたり厚生年金保険を掛けてきており、1か月たりとも年金の納付を途切れさせることが無いように、国民年金加入期間についても保険料を納付したはずである。また、妻の申立期間に係る保険料が納付済みとのことであるが、妻の保険料を納付したつもりは無く、私の分として納付したので、申立期間が未加入期間となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間は厚生年金保険に挟まれた期間であるが、オンライン記録及び市の記録共に申立人が国民年金に加入した形跡は無く、申立期間は未加入期間となっている上、申立人が所持している年金手帳においても国民年金の加入記録は記載されていないほか、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、申立人の妻に聴取しても、申立人の国民年金被保険者資格の取得及び喪失^{あいまい}手続についての記憶は曖昧である。

加えて、申立期間については、申立人及びその妻共に、申立人のみの国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪に伴い、申立期間は第1号被保険者期間となっている上、当該期間

に係る保険料は平成6年6月13日に過年度納付されていることから、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付は、申立人の妻について行われたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から同年3月までの期間及び63年9月から平成元年5月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月から同年3月まで
② 昭和63年9月から平成元年5月まで

申立期間①及び②共に会社を退職し失業していた期間であるが、どちらの期間についても、当時居住していた町の役場から国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、失業中であり保険料を納付できない旨電話で相談したところ、「免除の手続をしておく。」と言われた。申立期間が申請免除期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、申立人は平成15年10月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は未加入期間となっている上、申立人の国民年金加入記録は、9年1月以降に導入された基礎年金番号（厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号となっている。）により管理されていることから、同年1月以前に加入手続が行われたとは考え難く、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立人が所持する国民年金手帳においても、国民年金の被保険者となった日は平成15年10月1日と記載されており、オンライン記録と一致している上、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしているほか、国民年金保険料の免除申請手続についても、電話によるやり取り以外に免除申請書類の提出等は行っておらず、申請免除の承認通知を受け取った記憶も無いとしている。

さらに、申立人の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の免除申請の状況について、申立人が、申立期間①当時居住していたA町及び申立期間②当時居

住していたB町に照会したが、いずれの町においても、申立人が国民年金に加入していた形跡は無い上、申立期間当時の書類は保存期限を過ぎており、資料は残っていないとしているため免除申請の状況が確認できない。

加えて、いずれの町においても、申立期間当時は厚生年金保険の資格を喪失した際に、本人が手続に来なければ役場で把握することはできないとし、手続をせず役場から納付書を発行することは考え難く、申立期間について、国民年金保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 840

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年3月まで
社会保険事務所(当時)から、申立期間については申出により国民年金被保険者資格を喪失しているとの回答を得たが、そのような申出を行ったことは無く、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立期間については、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、国民年金の任意加入期間であり、申立人は、昭和57年10月の時点で任意加入の喪失手続を行った記憶は無いと主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳によると、国民年金の被保険者でなくなった日として「昭和57年10月8日」と記載されている上、当該手帳に記載された資格喪失日は、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び申立期間当時居住していた市が保管している国民年金被保険者名簿の記録とも一致しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立人には、現在の国民年金手帳記号番号とは別の記号番号がいったん払い出された上で取り消されているが、当該記号番号の前後の被保険者の資格記録から判断して、当該記号番号は、昭和61年4月の国民年金の第3号被保険者への種別変更に伴って払い出されたものとみられることから、行政側において、その当時申立人は国民年金に未加入であると認識されていたと考えられ、申立人の現在の記号番号による国民年金保険料の納付が継続して行われていたとは考え難い。

加えて、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡

も無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 841

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から47年3月まで

具体的にいつごろであったかは覚えていないが、元義母に勧められて、20歳まで^{そきゆう}遡及して国民年金に加入した。^{そきゆう}遡及した期間の国民年金保険料は元義母がまとめて払ってくれ、それ以降の保険料については、金融機関で納付していた。集金に来ていたこともあるが、いつの分が集金であったかははっきりとは覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人又はその元義母が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に国民年金の加入を勧め、^{そきゆう}遡及納付をしたとするその元義母は他界しているほか、申立人に聴取しても、加入^{あいまい}手続を行った時期等についての記憶は曖昧であり、国民年金の加入及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人には、昭和36年5月と49年12月にそれぞれ別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、それぞれの記号番号に係る国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び申立期間当時申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿の記録から、申立人の36年4月から39年6月までの期間の国民年金保険料は最初に払い出された記号番号により納付されていること、及び最初に払い出された記号番号は後から払い出された記号番号に統合されたことが確認できる。

さらに、申立人は、二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていたことを承知していない上、昭和36年5月に払い出された記号番号に係る旧台帳には、「不在決定39年12月1日」と押印されており、申立期間において申立人は婚姻及び転居をしているが、氏名及び住所の変更に係る記載も無く、当該

記号番号により申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡は無い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続後にその元義母が20歳まで^{そきゅう}遡及して国民年金保険料を納付したと主張しているが、その元義母が^{そきゅう}遡及納付した時期及び金額等については記憶していない上、昭和49年12月にもう一つの国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を納められない期間であるところ、当該記号番号に係る旧台帳及び被保険者名簿をみても、申立期間の保険料が特例納付された形跡は無く、申立人の47年4月から49年3月までの期間の保険料が一括して過年度納付されていることから、申立人は、当該期間の^{そきゅう}遡及納付を申立期間の納付と錯誤している可能性も考えられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 842

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年12月から63年3月まで

申立期間当時はA市に居住しており、20歳を1年半から2年ぐらい過ぎたころ、母親に国民年金の加入について聞かれたので、すぐに市役所に行って加入手続きし、それまでの未納分については、まとめて2回に分けて納めた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、平成2年3月ごろに払い出されたとみられるが、その時点で申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続きを行った後、それまで納付していなかった期間の国民年金保険料を遡^{そきゅう}及して納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の昭和63年4月以降の保険料は納付済みとなっているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年3月ごろに払い出されていることから、申立人の昭和63年4月から平成2年3月までの保険料は、当該手帳記号番号が払い出された同年3月以降に遡^{そきゅう}及納付されているものと考えられ、当該期間に係る保険料額が申立人の記憶する金額に近いことを踏まえると、申立人は、当該期間に係る保険料納付を申立期間の納付と錯誤している可能性も考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から 34 年 4 月まで
② 昭和 34 年 9 月から 37 年まで

私は、学校を卒業して申立期間①にA社（現在は、B社）で勤務していた。また、申立期間②についてはC社に勤務していた。しかし、社会保険事務所（当時）の回答では、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録は確認できないとのことであった。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録により、申立人が入社したとしている昭和 31 年にA社において厚生年金保険の資格を取得した複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無い。

申立期間②について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除についてC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録により、申立人が入社したとしている昭和 34 年にC

社において厚生年金保険の資格を取得した複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 972

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から 39 年 12 月 31 日まで
② 昭和 58 年 7 月 31 日から 60 年 11 月 1 日まで

申立期間①については、A社に勤務していた人の紹介で同事業所に臨時雇用員として入社し勤務していた。申立期間②については、当時、B社の事業主であり、社会保険事務所（当時）に社会保険料を納付していたことを記憶している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A社C局は、昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 1 月から同年 9 月 30 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について、D団体（A社の清算事業業務を執り行っている事業所）に照会したところ、「臨時雇用員等の人事記録及び賃金台帳等の資料は保存期間が3年であるため残っておらず不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が記憶している同僚については、名字しか分からないため本人を特定することはできない上、オンライン記録により、A社C局において、昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 12 月 31 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した申立人と同年齢の同僚 20 人のうち、連絡先が判明した 11 人に照会したところ、申立人と同じ勤務場所で勤務した同僚はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることは

できなかった。

申立期間②について、商業登記簿謄本により、申立人はB社において代表取締役であることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は昭和58年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和58年7月31日に健康保険任意継続被保険者資格を取得、59年1月11日に資格喪失、同年2月17日に被保険者証を返納していることが確認できる上、申立人が居住している町から提出された国民健康保険の加入記録によると、同年2月1日から国民健康保険に加入している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 973

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月から29年1月1日まで

私は、昭和25年11月からA社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の回答では申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社健康保険組合から提出された健康保険被保険者台帳によると、申立人の健康保険の資格取得日は昭和29年1月1日、資格喪失日は同年3月21日となっている上、欄外に「日雇」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している同僚6人のうち、連絡の取れた二人に照会したところ、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等についての供述は得られなかった上、申立人と同時期にA社における厚生年金保険の資格を取得した複数の同僚から「正社員ではなく、厚生年金保険には最初から加入させてもらえなかった。」との供述があったことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない上、当該被保険者名簿の申立人に係る記録及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳における

同社の記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 1 日から 50 年 6 月まで

私は、昭和 47 年 12 月 1 日から 50 年 6 月まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の回答では、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないとのことであった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における当時の事業主及び複数の同僚の供述により、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業主に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、上記の同僚に照会したものの、申立人の厚生年金保険の加入状況等についての供述は得られなかった。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和 47 年 1 月 15 日資格取得）から*番（昭和 52 年 2 月 1 日資格取得）までを調査したが、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、当時申立人が居住していた市に照会したところ、申立人が当該市に転入した昭和 47 年 8 月から国民健康保険に加入しているとの回答があった。

このほか、申立人の A 社における雇用保険の加入記録は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 23 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 11 月 27 日から 34 年 11 月 30 日まで A 社の下請け会社であった B 社で働いていた。34 年 12 月 1 日に C 社の社員になるまで B 社に所属し、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、B 社は昭和 33 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立人の申立期間直前の厚生年金保険の加入記録は B 社の親会社である A 社において被保険者となっており、申立期間当時、B 社に在籍していたとする複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）についても、A 社において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから、当時 B 社で勤務していた従業員については、親会社である A 社において被保険者資格を取得していたものと推認できる。

しかし、これらの同僚からは、申立期間当時の A 社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述を得ることはできなかった。

また、A 社は、昭和 52 年 8 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の役員も他界しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 8 月 27 日まで
② 昭和 37 年 12 月 28 日から 38 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に、38 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 31 日までは C 社 D 店に、39 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 31 日までは E 社 F 支店にそれぞれ勤務していた。社会保険事務所（当時）の回答では申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないとのことであったが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、「人事記録等を確認したが、申立人に関する記録は見当たらなかった。」との回答があった。

また、申立人が記憶している同僚については、連絡先が不明である上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①及び②に A 社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点が見られない。

申立期間③について、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚

生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、「当社D店において人事記録等を確認したが、申立人に関する記録は見当たらなかった。」との回答があった。

また、申立人は申立期間③当時の同僚の氏名等を覚えていないため、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間にC社D店において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、C社D店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和37年11月10日資格取得）から*番（昭和39年4月16日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間④について、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてE社本店に照会したところ、「当時の台帳及び店員名簿等を確認したが、申立人に関する記録は見当たらなかった。」との回答があった。

また、申立人は申立期間④当時の同僚の氏名等を覚えていないため、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間にE社F支店において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、E社F支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和39年3月1日資格取得）から*番（昭和40年4月1日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

一方、申立人は、申立期間③及び④に係る事業所へは派遣されて勤務していたと思うと供述しているが、派遣元の事業所名を記憶していない上、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 59 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 61 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
④ 昭和 61 年 9 月 13 日から同年 12 月 12 日まで

申立期間①については、昭和 57 年 7 月 1 日から A 社に、申立期間②については、59 年 7 月 1 日から B 社に、申立期間③については、61 年 2 月 1 日から C 社に、申立期間④については、同年 9 月 13 日から D 社にそれぞれ入社し、いずれも申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた。しかし、社会保険事務所（当時）の回答では、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないとのことであった。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、申立人が当該期間に A 社で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票によると、給与明細書からは申立期間①に係る厚生年金保険料の控除が確認できない上、源泉徴収票における社会保険料控除額は、その内訳が不明であるが、源泉徴収票における給与支払額から推定される社会保険料の金額と比較してもかなり低額となっていることから、申立期間①の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

また、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 57 年 8 月 1 日となっており、これはオンライン記録と一致している。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録によると、昭和 57 年 8 月 1 日資格取得、59 年 6 月 30 日離職となっており、申立期間①に係る加入記録は無い上、オンライン記録と一致している。

申立期間②については、事業主から提出されたタイムカードにより、申立人が当該期間のうち昭和 59 年 7 月 9 日から同年 7 月 31 日までの期間に B 社で勤務していたことは確認できる。

しかし、事業主から提出された給料支払明細表には、給与から申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について当該事業所に照会したところ、「申立人は昭和 59 年 7 月 9 日に入社していることから、当該期間を試用期間とみなし厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」との回答があった。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録によると、昭和 59 年 8 月 1 日資格取得、同年 12 月 28 日離職となっており、申立期間②に係る加入記録は無い。

申立期間③については、事業主の照会結果により、申立人が当該期間に C 社で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について当該事業所に照会したところ、不明である旨の回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、当該事業所において申立期間③に厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録によると、昭和 61 年 1 月 30 日に離職票及び求職者給付が交付された記録が確認できる上、当該事業所における雇用保険の加入記録は無い。

申立期間④については、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票により、申立人が当該期間に D 社で勤務していたことは確認できる。

しかし、上記の給与明細書には、給与から申立期間④に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 61 年 12 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間④当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月1日から同年5月30日まで

私は、昭和20年3月1日から同年5月30日までA村の事業所で働いていた。事業所の名前は忘れたが、厚生年金保険被保険者証をもらった記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA村にあった事業所で勤務していたとしているが、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の調査結果によると、同所在地において当該業種の事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が記憶している3人の同僚について、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳により被保険者記録を確認したが、申立人が勤務したとする事業所における加入記録は見当たらない上、これらの同僚は既に他界しているため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 979 (事案 42 及び 496 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月 1 日から 22 年 6 月 1 日まで
申立期間については、前回及び前々回共に、年金記録の訂正は必要ない旨の通知を受けた。しかし、私は、申立期間に A 社で勤務していたので、新たな資料はないが、当時の同僚に再度確認し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社が保管している人事記録によると、申立人は昭和 22 年 4 月に准社員として格付されている(昭和 21 年 1 月 1 日から 22 年 3 月 31 日までは雇員(見習い))が、入格社員とは人事上の身分が異なっており、国民健康保険組合への加入も確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、申立ての事業所に勤務していた当時の上司及び同僚の氏名を思い出したため、事実関係を再確認してほしいと主張し、当委員会では申立人から氏名の提示があった上司及び同僚に照会したが、同僚の供述から、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況が改めてうかがえたため、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記同僚から事実関係を再確認してほしいと主張していることから、当委員会では当該同僚、及び A 社 B 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和 22 年 6 月 1 日に資格取得している複数の同僚から証言を得たが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 980 (事案 300 及び 517 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 43 年 2 月まで

申立期間については、前回及び前々回共に、年金記録の訂正は必要ない旨の通知を受けた。しかし、私が申立期間に臨時雇用員として勤務していた A 社 B 局の同僚の名字及び居住地を思い出したので、再度調査し、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。また、当時の同僚が協力してくれるということなので、再度確認してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の A 社 B 局における雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間のうち昭和 40 年 2 月 1 日から 42 年 12 月 30 日までの期間に同事業所で勤務していたことは確認できるものの、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が無いこと、同事業所及び当時の同事業所の同僚からも、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかったこと、及び申立人の供述から、申立人は厚生年金保険に加入することができない日雇労働者健康保険に加入していたと推認されること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 5 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、申立ての事業所に勤務していた当時の同僚の氏名を思い出したため、事実関係を再確認してほしいと主張し、当委員会では申立人から氏名の提示があった複数の同僚に照会したものの、当時の当該事業所における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかったため、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 16 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立ての事業所に勤務していた当時の同僚の名字及び居住地を思い出したため、事実関係を再確認してほしいと主張していることから、当委員会では当該同僚に照会を試みたが、連絡を取ることはできず、申立人の厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることはできなかった上、オンライン記録には、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録を確認することができなかった。

また、申立人は、前回及び前々回の申立ての際に当委員会が照会した同僚3人について、事実関係を再確認してほしいと主張しているため、当委員会では、これらの同僚について再度照会したものの、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな供述等を得ることはできなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月6日から25年5月1日まで
② 昭和26年5月11日から31年2月7日まで

船員手帳には、A丸の雇入年月日は昭和24年12月6日、雇止年月日は31年2月7日となっている。しかし、船員保険の記録では25年5月1日から26年5月11日までの加入記録しか無い。申立期間に同船に乗船していたのは間違いないので、申立期間について船員保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間について、直ちに船員保険に加入していたこととはならない。

また、船舶所有者名簿によると、A丸は、昭和25年5月1日に船員保険の適用事業所となっており、26年5月11日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間①及び②当時は、船員保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A丸の船員保険被保険者名簿に記載されている同僚二人のうち、連絡先の判明した一人に照会したものの、申立人の申立期間①及び②に係る船員保険の適用に係る取扱い等についての供述を得ることはできなかった上、

当該被保険者名簿におけるこれらの同僚二人の船員保険被保険者期間は、申立人と同様に昭和 25 年 5 月 1 日資格取得、26 年 5 月 11 日資格喪失となっており、これは船員保険被保険者台帳の記録及びオンライン記録と一致している。

加えて、申立人の申立期間①及び②に係る船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について当時の船舶所有者に照会を試みたものの、連絡先が不明であるため、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 982

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 9 月 7 日まで

私はA社を退職後、B社で勤務し、厚生年金保険に加入していた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、B社は昭和 41 年 11 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の役員等関係者は死亡又は所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 9 月 20 日にA事業所に採用され、申立期間についても同事業所で継続して勤務していた。仕事の内容も変わっておらず、健康保険証を使用した記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びB事業所（A事業所における厚生年金保険等の事務を継承している。）から提出された人事記録及びC事業所から提出された稟議書により、申立人が申立期間にC事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚二人に照会したところ、一人から「A事業所に勤務していたが、身分はD事業所であったと思う。」、もう一人から「身分はC事業所又はD事業所であると聞いたことがある。」との供述があった上、オンライン記録によると、いずれの同僚についてもC事業所又はD事業所における厚生年金保険被保険者期間は無い。

また、オンライン記録及びC事業所の照会結果によると、同事業所は昭和 39 年 5 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC事業所に照会したところ、「当時の厚生年金保険の適用に係る取扱い等について具体的なことは分からないが、申立期間については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないため、厚生年金保険に加入させていないと思う。」との回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 984 (事案 40 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
前回、A 事業所で勤務していた申立期間については、年金記録の訂正はできない旨の通知を受けた。
今回、申立期間当時の同僚の氏名等を思い出したので、申立期間について再調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は在籍証明書等から、申立期間当時、A 事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人は申立期間において夫の被扶養者に認定されていること、申立期間に係る雇用保険の加入記録が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 14 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに申立期間当時の同僚の氏名を思い出したので事実関係を再確認してほしいと主張しているため、申立人から氏名の提示があった同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、申立人が勤務していた時期等については記憶していない上、当時の当該事業所における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述も得ることはできなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 2 月 1 日まで

私は、高校卒業後、1 か月間会社勤めをした後、昭和 30 年 4 月から A 事業所で勤務した。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B町から提出された申立人の人事記録の前歴欄により、申立人が申立期間にA事業所で勤務していたことは推認できるが、オンライン記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人は、申立期間直後にC事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立人が記憶している当時の上司及び同僚についても、同事業所で被保険者資格を取得していることから、当時A事業所で勤務していた者については、上部機関である同事業所において被保険者資格を取得していたものと考えられる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間当時、C事業所において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚（申立人が記憶している上司及び同僚を含む。）に照会したところ、複数の同僚が「免許を持っていない者には、採用後1年ぐらいの見習期間があった。」旨供述している上、そのうちの一人は、本人が記憶している入社時期の10か月後に被保険者資格を取得していることから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、C事業所は昭和34年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、同事業所に業務を委託していたB町に、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は無く不明であるとの回答があり、こ

れらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 3 月に A 社に入社し、同年 4 月には海外に渡りデパートでデモンストレーターとして働いていた。会社には正社員として入社しているため厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち、昭和 50 年 3 月 24 日から同年 5 月 1 日までの期間に A 社で勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社から提出された「健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の資格取得日は昭和 50 年 5 月 1 日となっており、これは同社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録、厚生年金保険記号番号払出簿の記録及びオンライン記録と一致している。

また、A 社の事務担当者から「定かではないが、海外での仕事があるということによって退職する者が多く、採用から 3 か月は試用期間としていたと思う。」との回答があったことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A 社における資格取得日が申立人と同時期である同僚 3 人及び申立期間に同社において厚生年金保険被保険者であった同僚等（申立人が記憶している上司を含む。）7 人に照会したものの、いずれも当時の記憶は不明であり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認できる供述等を

得ることはできなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。